

建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

令和 4年 2月 1日制定

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、横浜市が発注するCCUSを活用する工事(以下、「CCUS活用工事」という。)の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1) CCUS登録事業者

一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報及び雇用する技能者に関する情報、且つ、当該建設現場に係る情報を登録してCCUSを活用する者をいう。

(2) カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

(対象工事)

第3条 横浜市が発注する令和4年4月1日以降の指名通知又は公告する工事で、受注者が希望する工事を対象とする。

(実施方法)

第4条 受注者は、CCUSを活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

(1) 受注者はCCUSを活用する場合、施工計画書(当初)にCCUS登録事業者であることが確認できる書類及び、CCUSの活用内容を記載し監督員へ提出するものとする。

※CCUS登録事業者であることが確認できる書類とは、一般財団法人建設業振興基金より送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し(「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」をプリントスクリーンしたものも可)等とし、且つ有効期限内のものとする。

※活用内容とは、カードリーダーの設置場所、就業履歴の集約、施工体制台帳の作成等とする。

(2) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUSの活用が困難となった場合は、受発注者の協議によりCCUS 活用工事の対象外とすることができる。その際には、変更施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。

(実績の確認)

第5条 受注者は、次の書類を打合せ簿に添付して監督員へ提出し、CCUSの活用状況について、確認を受けなければならない。また、確認を受けた書類は工事完成図書に含めて、発注者へ提出するものとする。

(1) 管理者ID登録が確認できる書類

現場管理者ID登録時にCCUSより送られてくるメールの写し(ログインID、パスワード、本人確認番号は黒塗りすること。)

(2) カードリーダー等の設置状況が確認できる書類

現場事務所又は会社等に設置されていることがわかる写真

(3) 就業履歴が確認できる書類

CCUSからダウンロードできる就業履歴一覧表(月別カレンダー)

(工事成績評定点の加点)

第6条 監督員は前条に掲げるすべての書類が確認できた場合に、工事成績評定で加点(0.4点)する。

- 2 監督員は、工事成績評定点で、0.4点加点となるよう、考査項目「創意工夫」において加点を行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。
- 3 第4条第1項第2号の規定によりCCUS活用工事の対象外となった場合及び第5条の確認ができなかった場合であっても、工事成績評点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUSに係る費用)

第7条 CCUS活用に係る費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は、受注者が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和 4年 2月 1日から施行する。